

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 特定個人情報取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)、 「個人情報保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し必要な事項を定め、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

(1) 個人番号

番号法第7条(指定及び通知)第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、いわゆるマイナンバーのことをいう。

(2) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(3) 職員等

協議会の業務に従事する者及び過去において協議会の業務に従事していた者をいう。

(4) 権利擁護事業利用者等

福祉サービス利用援助事業を利用する者及び成年後見事業の被成年後見人をいう。(以下「利用者等」という。)

(5) 介護保険事業利用者等

介護保険サービス等を利用する者をいう。(以下「利用者等」という。)

(6) 特定個人情報ファイル

特定個人情報をパソコンを用いて検索することができるようにしたもののほか、特定個人情報を容易に検索することができるようにしたものとして「個人情報保護法」で定めるものをいう。

(7) 職員等事務取扱担当者

協議会における職員等の特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。(以下「取扱担当者」という。)

(8) 権利擁護事務取扱担当者

協議会の権利擁護事業を利用する者における、特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。(以下「取扱担当者」という。)

(9) 介護保険事務等取扱担当者

協議会の介護保険サービス事業等を利用する者における、特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。(以下「取扱担当者」という。)

(10) 責任者

特定個人情報の管理、取扱担当者を監督する責任を担う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、職員等及び利用者等に適用する。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 協議会において、個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の通りとする。

- (1) 健康保険・厚生年金関連事務
- (2) 雇用保険関連事務
- (3) 国民年金第3号被保険者関連事務
- (4) 労働者災害補償保険法関連事務
- (5) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (6) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (7) 権利擁護事業関連事務
- (8) 介護保険事業等関連事務

(組織体制)

第5条 職員等事務取扱担当者は総務課所属の職員とし、権利擁護事務取扱担当者は地域福祉課所属の職員、介護保険事務等取扱担当者は介護サービス課所属の職員とする。

- 2 取扱担当者は、特定個人情報を取り扱う業務に従事する際、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、及び本規程を遵守し、適正に特定個人情報が取り扱われるよう注意を払うものとする。
- 3 取扱担当者は、他の職員等が番号法、個人情報保護法、ガイドライン、及び本規程に違反している事実又は兆候を把握した場合は速やかに責任者に報告を行わなければならない。
- 4 責任者は、事務局長とする。
- 5 責任者は、特定個人情報の取り扱いに関して、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、及び本規程に定められた事項を遵守し適正に取り扱われるよう取扱担当者を管理・監督するものとする。

(情報漏えい等事案に対応する体制)

第6条 取扱担当者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には速やかに責任者に報告を行わなければならない。

- 2 責任者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、事態に応じて速やかに次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 再発防止策の検討及び決定
- (4) 事実関係及び再発防止策等の公表
- (5) 番号法に基づく個人情報保護委員会及び主務大臣等への報告

(特定個人情報を取り扱う場所)

第7条 協議会は、特定個人情報を取り扱う場所を明確にし、協議会が定める者が特定個人情報を取り扱う際は、協議会が定める者以外の立ち入りを禁止するものとする。

ただし、権利擁護事業及び介護保険事業等関連事務を取り扱う場合は、取扱担当者の机上とする。その際、取扱担当者は目隠しシールの貼付を行う等、特定個人情報が見えないよう措置を講じるものとする。

(取扱担当者の教育)

第8条 協議会は、取扱担当者に、特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに定期的に研修を行うものとする。

(利用目的の通知等)

第9条 協議会は、特定個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するものとする。

2 通知の方法は、書類又は口頭によるものとする。

(取得段階に関する取扱い)

第10条 取扱担当者は、職員等及び利用者等から特定個人情報の提供を受ける際は、原則として、そのコピーを封緘、目隠しシールの貼付を行う等、特定個人情報が見えないよう措置を施したうえ、書類にて受領するものとする。

2 取扱担当者は、職員等及び利用者等から特定個人情報の提供を受ける際は、番号法第16条（本人確認の措置）に定める方法により本人確認を行うものとする。

3 取扱担当者は、職員等及び利用者等から特定個人情報の提供を受けた際は、第4条に定める事務以外を目的として、そのコピー及び本人確認書類を印刷、スキャン、その他複製を行ってはならない。

(本人確認の省略)

第11条 扶養控除等申告書等、定期的に特定個人情報の提供を受ける場合は、以前本人確認を行って取得した際の控え書類と今回の書類を照合し、相違ないことを確認したときは本人確認を省略するものとする。

(扶養家族の個人番号の取得)

第12条 国民年金第3号被保険者の届出等、扶養家族本人が協議会に対して届出を行う必要がある場合は、職員等を扶養家族の代理人として本人確認を行うものとする。

(個人番号の提供を拒んだ場合)

第13条 職員等及び利用者等が個人番号の提供を拒んだ場合は、行政機関等への提出書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるものとする。それでも提供を受けられない場合は、書類の提出先の行政機関等の指示に従うものとする。

2 取扱担当者は、職員等及び利用者等から個人番号の提供を受けられない場合は、提供を求めたことの履歴を記録するものとする。

(利用段階に関する取扱い)

第14条 取扱担当者は、第4条に定める事務の範囲内において、情報システムを使用して特定個人情報ファイルを作成することができる。

2 取扱担当者は、第4条に定める事務の範囲内において、情報システムを使用して書類の作成及び印刷をすることができる。

3 情報システムを使用する際は、取扱担当者及び取り扱う特定個人情報の範囲を限定するためにユーザーIDによるアクセス制御を行うものとする。また、取扱担当者が正当なアクセス権を有するかを識別するためにユーザーID・パスワードでの認証を行うものとする。

4 協議会における特定個人情報を取り扱う事務の外部委託先に、特定個人情報をインターネット等により送信する場合は、データの暗号化又はパスワードによる保護等の措置を講じるものとする。

(運用状況の記録)

第15条 取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため特定個人情報を取り扱った際は、以下に掲げる項目につき、システムログ又は利用実績を記録するものとする。

(1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録

(2) 書類・媒体等の持出しの記録

(3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録

(4) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(取扱状況を確認する手段)

第16条 取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、以下に掲げる項目を記録するものとする。なお、記録には特定個人情報は記載してはならない。

(1) 特定個人情報ファイルの種類、名称

(2) 責任者、取扱部署

(3) 利用目的

(4) 削除・廃棄状況

(5) アクセス権を有する者

(保存段階に関する取扱い)

第17条 協議会は、第4条に掲げる事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

- 2 協議会は、所管法令で定められた保存期間を経過するまでの間、特定個人情報を保管するものとする。
- 3 特定個人情報を含む書類又は特定個人情報ファイルを所管法令で定められた保存期間を経過後も保管する場合は、個人番号に係る部分を消去又はマスキングしたうえで保管するものとする。
- 4 特定個人情報を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するものとする。
- 5 特定個人情報を含む書類または電子媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管するものとする。
- 6 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフト等を導入し適切に運用するものとする。

(退職者及び死亡した者の特定個人情報)

第18条 退職者及び死亡した者の特定個人情報は、利用目的に必要な範囲内で保管するものとし、利用目的を達成した場合には、速やかに削除・廃棄しなければならない。

(個人番号の変更確認)

第19条 協議会は、個人番号が変更されたときは速やかに協議会に申告するよう職員等及び利用者等への周知を図るものとする。

- 2 協議会は、扶養控除等申告書等、定期的に個人番号の提供を受ける機会に個人番号の変更がないか確認をするよう努めるものとする。

(提供段階に関する取扱い)

第20条 取扱担当者は、第4条に定める事務の範囲内においてのみ、特定個人情報を行政機関等へ提供することができる。

- 2 特定個人情報を含む書類等を提供のため持ち出す場合は、封緘、目隠しシールの貼付を行う等、特定個人情報が見えないよう措置を施したうえで、提供を行うものとする。
- 3 特定個人情報を含む電子媒体を提供のため持ち出す場合は、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等の措置を施したうえで、提供を行うものとする。
- 4 特定個人情報を含む電子媒体及び書類等を郵送で提供する場合には、簡易書留の利用等、追跡可能な方法により提供を行うよう努めるものとする。

(第三者提供の制限)

第21条 協議会は、番号法第19条(特定個人情報の提供制限)に掲げる場合を除

き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の開示と訂正)

第22条 協議会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報の開示を求められたときは、適法かつ合理的な範囲内において開示するものとする。

2 特定個人情報の開示があった場合で、特定個人情報の本人より訂正の申出があったときは、速やかに訂正を行うものとする。

(削除・廃棄段階に関する取扱い)

第23条 取扱担当者は、個人番号関係事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合には、個人番号を速やかに削除又は廃棄しなければならない。

2 特定個人情報ファイル内の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない方法により行うものとする。

3 特定個人情報を含む書類等を廃棄する場合は、シュレッダー又は焼却等の復元不可能な方法により行うものとする。

4 特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な方法により行うものとする。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第24条 責任者は、協議会における特定個人情報の取り扱いが、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、及び本規程に反していないかを定期的に点検を行うものとする。

2 責任者は、前項の点検の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

(委託)

第25条 協議会は、第4条に掲げる事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

2 協議会は、委託先において安全管理措置が適切に講じられるよう次に掲げる事項について監督を行うものとする。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

3 協議会は、委託先において特定個人情報を削除又は廃棄した場合に委託先が確実に削除・廃棄したことについて、証明書等により確認を行うものとする。

(改廃)

第26条 協議会は、特定個人情報を適切に保護するために、必要に応じて本規程を見直すものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。